第七十八条第二項中「第四項まで」を「第六項まで」に、「同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、協会」を削り、「同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」」を「同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「協会が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「協会」に、「同条第四項中」を「同条第六項中」に改め、同条第四項中「第四項まで」を「第六項まで」に、「同条第二項中「法第三十五条第一項本文の規定により、都道府県知事」を「同条第二項から第六項までの規定中「法第三十五条第一項本文」に改め、「の規定により、指定保安検査機関」を削り、「同条第三項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「事業所の所在地において保安検査を行う指定保安検査機関」を「同条第二項中「都道府県知事が行う」とあるのは「指定保安検査機関が行う」と、同条第四項及び第五項中「事業所の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定保安検査機関」に、「同条第四項中」を「同条第六項中」に改める。

第八十条第一項中「開放、分解」を「開放検査、分解検査」に改め、同条第二項第一号中「法第三十五条第一項第二号の規定により経済産業大臣の認定を受けている者の」を「認定保安検査実施者が、法第三十五条第一項第二号の認定に係る特定施設について」に改め、同項第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定認定事業者が、令第十条ただし書の認定に係る特定施設について行う保安検査の方法であつて、次のいずれにも該当するものを用いる場合。

イ　製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法

ロ　少なくとも八年に一回は運転を停止した検査を行う方法

ハ　保安検査に係る責任者が前項に定める方法に適合すると認めた方法

第八十三条第一項第二号中「を受けようとする」を「に係る」に改め、同項第三号中「完成検査に係る」を削る。

第八十五条第一項第二号中「を受けようとする」を「に係る」に改め、同項第三号中「保安検査に係る」を削る。

第八十七条第一項柱書中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第二号中「を受けようとする」を「に係る」に改め、同項第三号中「完成検査に係る」を削り、同条第四項柱書中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第二号中「を受けようとする」を「に係る」に改め、同項第三号中「保安検査に係る」を削る。

第九十条第一項に次のただし書を加える。

ただし、認定完成検査実施者が特定認定事業者である場合にあつては、第八十四条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十三条第一項又は第八十七条第一項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定変更工事に係る施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

同条第二項に次のただし書を加える。

ただし、認定保安検査事業者である場合にあつては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。

第九十二条の次に次の六条を加える。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の申請等）

第九十二条の二　令第十条ただし書の認定は、第三項で定めるところにより、法第五条第一項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに、法第二十条第三項第二号又は法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者であつて、令第十条ただし書の認定を受けようとする者の申請により行う。

2　前項の申請は、令第十条ただし書の認定に係る製造施設又は貯蔵設備（法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の二第二項に係る製造施設又は貯蔵設備と、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者については、法第三十九条の四第二項に係る特定施設と同一のものとする。）を明らかにして行わなければならない。

3　第一項の規定により、令第十条ただし書の認定の申請をしようとする者は、法第二十条第三項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十四の二の特定認定完成検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をする者にあつては様式第五十四の三の特定認定保安検査実施事業者認定申請書正本一通及び副本二通に、次条の認定の基準に適合していることを説明する書類を添えて、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

4　経済産業大臣は、第一項の申請の内容が次条各号に該当していると認めるときは、法第二十条第三項第二号の認定の申請をした者には様式第五十四の四の特定認定完成検査実施事業者認定証を、法第三十五条第一項第二号の認定の申請をした者には様式第五十四の五の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の基準）

第九十二条の三　令第十条ただし書の経済産業省令で定める技術的能力及び実施体制は、次の各号に掲げるものとする。

一　危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること

二　先進的な技術を適切に活用していること

三　従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること

四　第三者の専門的な知見を適切に活用していること

五　連続運転期間（運転を停止して行つた前回の保安検査の日から運転を停止して行う次回の保安検査の日までの期間をいう。）及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること

六　前各号に掲げる事項について継続的改善を行つていること

七　法第三十九条の三第一項の認定の基準又は法第三十九条の五第一項の認定の基準に適合するものであること

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定の更新）

第九十二条の四　令第十条ただし書の認定は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日にその効力を失う。

一　法第三十九条の八に基づき認定の更新を受けるごとにその更新を受けなかつたとき　法第三十九条の八に基づく認定の更新を受けた日

二　法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つたとき　法第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定の効力を失つた日

2　第九十二条の二及び第九十二条の三の規定は、前項の認定の更新に準用する。

（令第十条ただし書に規定する技術的能力等に係る認定内容の変更の届出）

第九十二条の五　認定完成検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定完成検査実施事業者」という。）は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の六の特定認定完成検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2　認定保安検査実施者である特定認定事業者（以下「特定認定保安検査実施事業者」という。）は、第九十二条の三の認定の基準に関する事項に変更があつたときは、様式第五十四の七の特定認定保安検査実施事業者変更届書正本一通及び副本二通に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。